⑷　入札の無効　競争参加資格のない者、入札に関する条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、申請書等に虚偽の記載をした者又は電子調達システムを利用するための電子認証（ＩＣカード）を不正に使用した者が提出した入札書は無効とする。
⑸　落札対象　申請書等は、分任支出負担行為担当官において審査を行い、当該調達が可能と認められると判断した当該申請書等に係る入札書のみを落札対象とする。
⑹　契約書の作成の要否　要
⑺　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑻　手続における交渉の有無　無
⑼　その他　詳細は入札説明書による。

7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tooru Orikasa, Director of Minamisanriku National Highway Office Tohoku Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity used in Minamisanriku National Highway office Tohoku Regional Development Bureau, contract 633kW and the estimated electricity for the year is 1,327,367kWh
⑷　Fulfillment period : From 1 February, 2020 through 31 March, 2021
⑸　Fulfillment place : As shown in the tenderdocumentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Do not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　Have Grade A, B, C or D on “selling of products” in Tohoku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021
③　Do not be under suspension of nomination by Director-General of Tohoku Regional Development Bureau from time-limit for the tender to Bid Opening
④　Obtain registration of the electricity retail business in accordance with Article 2—2, of the Electricity Business Act
⑤　Based on 73 of the Cabinet Order, meet a bid conformity condition to show in the tender manual about an action of carbon dioxide emissions gistrarbasic unit, utilization of the unused energy, introduction of the renewable energy, the transfer of the green electricity paper and the reporting about energy saving, the power saving to consumers as a person of bid participation qualification that the Obligating Officer establishes
⑥　Acquire the electronic certificate in case of using the Electric Bidding system https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
⑦　The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly
⑧　Not once being rejected, or under remaining denial, from the national order operations upon police request because of their practical operation by Boryokudan members or other antisocial bodies
⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 14 : 00　15 November, 2019
⑻　Time-limit for tender : 14 : 00　13 December, 2019
⑼　Contact point for the notice : Contract Section, General Affairs Division, Minamisanriku National Highway Office Tohoku Regional Development Bureau, 1—4, Dai13chiwari, Unosumai, Kamaishi-shi, Iwate-ken 026—0301 Japan TEL 0193—28—4731 ex. 214

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年10月11日
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　加藤　雅啓
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14
○第21号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　20
⑵　購入等件名及び数量　関東地方整備局港湾業務艇建造　1式
⑶　調達案件の仕様等　別冊仕様書のとおり
⑷　引渡し期間　契約締結日から令和３年３月31日
⑸　引渡し場所　別冊仕様書のとおり
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出・入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和１・２・３年度（「平成31・32・33年度」は読み替える）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の製造（船舶類）」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　上記⑵の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
⑷　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
⑸　船舶建造の実績　平成16年４月１日以降、元請けとして入札公告日までに完了した、日本小型船舶検査機構又は運輸局の検査による総トン数14トン以上のアルミニウム合金製の船舶建造の受注実績を有すること。
⑹　配置予定技術者
①　「船舶建造工事請負契約書（案）」第11条の主任技術者は、次のア）及びイ）、又はア）及びウ）の要件を満たす者を配置できること。
ア）元請企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
イ）小型船造船業法第11条第１項の小型鋼船造船業又は小型鋼船製造業に関する第１号から第３号のいずれかに該当する学歴及び実務の経験を有すること。
ウ）日本国外の学歴を有する者にあっては、上記イ）と同等であると当局が認める学歴及び実務の経験を有すること。
⑺　保有施設　建造に使用する船台・船渠等の施設が、当該船舶の建造に十分な能力（長さ・幅・総トン数）を有し、且つ当該施設を自ら保有し当該船舶建造期間に使用可能なこと。
または、自社以外の施設を譲り受け、若しくは借り受けする場合は、譲り受け若しくは借り受けに係る許可証明書の写しを提出すること。但し、譲り受け若しくは借り受けの期間は、船舶建造契約期間の全てにわたり当該施設を使用できることが確認できるものに限る。
⑻　品質管理　建造予定船舶の建造に必要な品質及び施工管理において、適正な規定及び組織体制がとられていること。
⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（競争参加者の資格に関する公示に基づき、⑵の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者は除く。）